

令和2年度（2020年度）運動施設使用要望書

使用施設	【施設名】 _____	使用面		<input type="checkbox"/> 別紙 ◆ 面 ~ 面 計 _____ 面
	【競技内容】 _____	面 / 面 / 面	面 / 面 / 面	
使用目的	【大会名等】 _____	使用予定人数 人		
	【目的】 _____			
使用日時	【第1希望】 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	<input type="checkbox"/> 別紙詳細		
	【第2希望】 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分			
使用責任者	_____	「連絡先」 TEL FAX MAIL		
添付書類	大会プログラム 運営要綱 その他 (_____)			
特記事項	(駐車場・準備など)			
上記のとおり要望いたします。				年 月 日
公益財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団 理事長 中村 敬 殿				団体 _____ 住所 〒 _____ 代表者 _____ 印
登録番号	_____	_____	_____	電話番号 _____ MAIL _____
スポーツ事業課処理欄				
上記のとおり予約受付をしてよろしいか。				受 付
課長	主査	主任	係	台帳記載
				入力
				通知処理
				/

利用時間帯

1. 陸上競技場

全日 8時45分 ~ 16時45分

午前 8時45分 ~ 12時45分

午後 12時45分 ~ 16時45分

2. 野球・ソフトボール(ナイター設備はありません)

使用期間	使用時間	
4月 1日 ~ 10月31日	午前A	8:45 ~ 10:45
	午前B	10:45 ~ 12:45
	午後A	12:45 ~ 14:45
	午後B	14:45 ~ 16:45
11月 1日 ~ 12月28日 3月20日 ~ 3月31日	午前A	9:30 ~ 11:30
	午前B	—
	午後A	11:40 ~ 13:40
	午後B	13:50 ~ 15:50

3. 上柚木テニスコート(8面)

使用期間	使用時間	
3月 ~ 9月	午前A	8:00 ~ 10:00
	午前B	10:00 ~ 12:00
	午後A	12:00 ~ 14:00
	午後B	14:00 ~ 16:00
	午後C	16:00 ~ 18:00
10月 ~ 2月	午前A	8:30 ~ 10:30
	午前B	10:30 ~ 12:30
	午後A	12:30 ~ 14:30
	午後B	14:30 ~ 16:30

団体要望にかかる誓約書

1. 暴力団の利益となる使用又は利用を制限するため、私は暴力団でないことを宣誓し、次のことについて同意します。

暴力団による使用又は利用であるかを確認する必要がある場合は、所轄の警察署へ照会することがあります。また、許可後に暴力団の利益となる使用又は利用であることが判明した場合は、許可を取り消します。

(八王子市暴力団排除条例第8条)

公財) 八王子市学園都市文化ふれあい財団
理事長 中村 敬 殿

年 月 日

団体名 _____

住 所 〒 _____

代表者名 _____ (印)

連絡先 _____

令和 年 月 日

公益財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団
理事長 中村 敬

団体名： _____

住 所： _____

代表者： _____

連絡先： _____

運動施設の使用予約の取消しについて（依頼）

下記の運動施設の予約につきまして、都合により取消しをお願いいたします。

記

施設名称	
利用種目	
使用日時	令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()
使用区分	時 分 ~ 時 分
使用単位	

【 上柚木公園からのお知らせ 】

下記のとおり、団体利用に関して令和元年10月より変更がありました。
各詳細につきましては別紙「屋外運動施設使用料・使用期間等の変更」にてご確認ください。

そのほか、ご不明な点は上柚木公園管理事務所までお問合せ願います。

1. 陸上競技場・野球・ソフトボール場

- ・「超過料金(延長料金)」の導入
- ・「入場料を徴収する場合の特別徴収額」の変更

【お問合せ】

上柚木公園管理事務所
(公財)八王子市学園都市文化ふれあい財団
〒192-0373 八王子市上柚木2-40-1
TEL: 042-675-0227
FAX: 042-675-0228
上柚木公園HP: <http://kamiyugi-park.com/>



屋外運動施設 使用料・使用期間等の変更



2019年10月から変更いたします。ご利用者皆様のご理解をお願いいたします。

■陸上競技場個人利用「高校生」枠の設定

個人利用区分	現料金 (1人1回)	⇒	新個人利用区分	新料金
大人 (高校生以上)	200 円		大人	200 円
子ども (中学生以下)	100 円		高校生	100 円
			子ども(小・中学生)	50 円

■個人利用回数券の導入(陸上競技場・戸吹スケートパーク)

個人利用の回数券を10月から販売いたします。

公園名	種別	券面額及び枚数	金額
上柚木公園	陸上競技場 (貸切りでない場合)	子ども券	50 円券 11 枚 500 円
		高校生券	100 円券 11 枚 1,000 円
		大人券	200 円券 11 枚 2,000 円
戸吹スポーツ公園	スケートパーク (貸切りでない場合)	子ども券(市内)	250 円券 11 枚 2,500 円
		大人券(市内)	500 円券 11 枚 5,000 円
		子ども券(市外)	300 円券 11 枚 3,000 円
		大人券(市外)	600 円券 11 枚 6,000 円

○回数券の使用期限はありません。

○回数券の返還・返金はできません。

○富士森公園陸上競技場は、リニューアルオープン後から販売いたします。

■市外料金の導入(戸吹スケートパーク)

個人利用区分		現料金	⇒	新個人利用区分(全日)		新料金
貸切りでない場合 (全日)	子ども	250 円		子ども	市内	250 円
					市外	300 円
	大人	500 円		大人	市内	500 円
					市外	600 円

【備考】市内とは、市内在住、在勤または在学のいずれかの者、市外とはこれに該当しない者とする。

■季節時間区分の統一

施設名	使用期間	使用時間	新使用期間	使用時間
【テニスコート】 滝ガ原運動場 栢田運動場	4月1日～ 10月31日	8:45～10:45	3月1日～ 10月31日	8:45～10:45
		10:45～12:45		10:45～12:45
		12:45～14:45		12:45～14:45
		14:45～16:45		14:45～16:45
【ゲートボール】 栢田運動場	11月1日～ 3月31日	9:30～11:30	11月1日～ 2月末日	9:30～11:30
		11:40～13:40		11:40～13:40
		13:50～15:50		13:50～15:50

○滝ガ原運動場テニスコートのクレーコートのみ1月から3月末日まで閉場

■使用時間区分外における超過料金の導入

大会やイベント開催時の使用時間前後の料金が生じます。

適用範囲	超過金額
有料運動施設 及び用器具	基本使用料額(利用料)の 30分相当額 ※30分に満たない端数は、30分とする。 ※10円未満の端数は、切り捨てる。

⇒

〈例〉ダイワハウススタジアム八王子の場合
◇8月1日の16:45の利用時間後に60分延長して使用する

基本使用料額：8,000円（2時間以内）
⇒8,000円×1/4=2,000円（30分相当額）
⇒2,000円×2=4,000円（60分の超過料金）

■入場料を徴収する場合の特別徴収額の変更

種別	現金額	種別	新金額	
入場料を徴収する場合 有料運動施設使用料に 右の額を加算 (1日、1回)	40,000円	入場料を徴収する場合 有料運動施設使用料 に右の額を加算 (1日、1回)	職業スポーツ	200,000円
			社会人スポーツ	100,000円
		その他	50,000円	

【問い合わせ先】

八王子市教育委員会
生涯学習スポーツ部スポーツ施設管理課
(富士森体育館)
〒193-0931 八王子市台町2-3-7
TEL:042-622-6720